

財務省告示第九十九号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十一年度の初日から平成二十二年二月二十八日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量を次のように告示する。

平成二十二年三月三十一日

財務大臣 菅 直人

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品の平成二十一年度の初日から平成二十二年二月二十八日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別 表第一の六の項名	輸 入 数 量
一	〇トン
二	〇トン
三	〇・八トン
四	二九、六八六トン
五	一、二八九トン

二	一九	一八	一七	一六	一五	一四の二	一四	一三	一二	一一	一	九	八	七	六	
二三九トン	七八トン	一三、九一トン	一一、六九トン	一四、七八四トン	六六八トン	五五、一五九トン	一、三三九、四七トン	四、七五二、五七四トン	六三、六一トン	三六九トン	七、一五五トン	三八、八五五トン	〇・六三トン	四・八六トン	一一トン	

二九	六八五トン
二八	九トン
二七	九、七四四トン
二六	四、九七七トン
二五	〇トン
二四	二八トン
二三	五、九七トン
三三	三六九トン
三一	二三、八一トン